

ID: 21

担当部署: 教育委員会 体育施設管理課 管理係

処分の概要	利用の許可及び変更許可
例規名 根拠条項	名寄市立学校施設開放利用条例 第4条第1項
例規番号	平成23年条例第19号
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 学校開放を利用する団体等(以下「利用者」という。)は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第3条、第5条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第3条 学校開放を利用できるものは、名寄市内に居住する5人以上のグループ又は団体(以下「団体等」という。)で、責任者が明確な団体等とする。</p> <p>2 前項の場合において、未成年者が利用するときは、保護者又はこれに代わる責任者が必ず付き添っていないなければならない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 特定の政党及びその他政治的活動のための利用と認められるとき。</p> <p>(3) 特定の宗教及びその他宗教的活動のための利用と認められるとき。</p> <p>(4) 私的営利を目的とし、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) 学校の施設及び備品を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(6) その他管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>	
標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日